

委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された
請願第 14 号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願につい
て

を審査するため、12 月 6 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数
で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 14 号の主旨は、現行 5 % の消費税は平成 26 年 4 月から 8 % に、
27 年 10 月から 10 % に増税する予定である。新聞は活字文化や識字率、学
力、技術力を支えるものであり、大半の欧州先進国では、民主主義を支え
る公共財として新聞購読料への消費税には軽減税率を導入している状況か
ら、我が国においても軽減税率適用を実現するため、国に意見書の提出を
求めるものである。

請願の主旨にある新聞の重要性は理解できるが、同様に食品等その他の
生活必需品についても軽減税率適用が必要であると考え る との意見があ
りました。

国会において消費税増税は既に決定しているが、増税そのものに反対で
あり、増税を前提とした軽減税率適用の意見書提出については賛同できな
い との意見がありました。